

「原子力政策大綱」に意見提出

～ 原子力・放射線技術士の活躍する場を広げていくことが重要と明記 ～

2005.10.14

(社)日本技術士会
原子力・放射線部会

平成 17 年 10 月 11 日、原子力委員会により今後の国の原子力長期計画となる「原子力政策大綱」が決定され、10 月 14 日に閣議決定が行われました。この計画策定に当っては、平成 16 年 6 月に新計画策定会議が設置され、審議が重ねられた上、平成 17 年 6 月と 8 月の 2 度にわたって取りまとめ案に対して一般からの意見募集が行われました。

発足したばかりの当原子力・放射線部会（以下、当部会）からも技術士活用等について積極的に意見を提出し、次のように国の方針に明記されました。

1) 「新計画の構成」への意見提出とその結果（平成 17 年 6 月）

今後の施策の基本的方向及び政府や民間の今後の取組の基本的考え方を示した「新計画の構成」について、重要事項の欠落の有無、軽重の判断、その方向性等に関する意見募集があり、「人材の育成および確保」の項目に、技術士の役割と活用を明記するよう提案しました。（意見 No.E-568）

この結果、「新計画面」（平成 17 年 7 月 15 日）には、次のように明記されました。

「原子力研究、開発および利用の現場には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、**原子力・放射線技術士等、専門的資格を備えた人材の存在が必要あるいは有用である。**大学および研究開発機関は、これらの専門的資格を有する人材が専門家としての十分な能力を維持できるよう、継続的な教育訓練の機会を提供していくことが重要である。」

2) 「原子力政策大綱（案）」に対する意見提出とその結果（平成 17 年 8 月）

引き続き文書として取りまとめられた「原子力政策大綱（案）」に対し、部長名および個人名で 6 名より計 9 件の意見を提出し、最終的に「原子力政策大綱」の「2-4 人材の育成・確保」の中の記述は次のように修正されました。

「原子力研究、開発および利用の現場には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、**原子力・放射線技術士等、専門的資格を備えた人材が活躍しており、これらの者が法定の責務を果たすのみならず、優れた知見と倫理意識を有した人材として活躍する場を広げていくことも重要である。**また、大学および研究開発機関は、これらの専門的資格を有する人材が専門家としての十分な能力を維持できるよう、継続的な教育訓練の機会を提供していくことが重要である。」

当部会からは、「2-1-1 安全対策」、「2-1-1(1) 国・事業者等の責任」、「2-1-1(2) 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善」、「2-4 人材の育成・確保」、「2-5-3 学習機会の整備・充実」等の記述に対し、それぞれ技術士の役割や活用を具体的に明記するよう文案を提案しましたが、その一部が反映されたものです。提案に比べれば、まだ物足りない記述ですが、今後 10 年間の国の原子力政策の基本となる大綱に「原子力・放射線技術士の活躍する場を広げていくことが重要」と明記されたことは、大きな一歩と言えます。

今後とも、このような重要な報告書などに対しては積極的に意見を申し述べ、我が国の原子力・放射線技術の健全な発展と普及に貢献して行きたいと考えています。

以上

添付：大綱への部会意見集

部会長意見（部会役員会での集約結果）

6. 「原子力政策大綱(案)」に対する意見の対象箇所

第2章 2-1-1 安全対策

(2) 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善

22ページ、16行目

7. 意見及び理由

[意見]

22ページ16行目に、下記の文章を追加していただきたい。

「・・・最新の科学的知見を反映するものにしていくべきである。

さらに、近年の原子力システム関連のトラブル、不祥事の発生と社会環境の変化を考え合わせ、これまでの国や組織としての安全性の担保にあわせて、技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、意識や技術を常に向上させていく仕組みが必要である。その仕組みとして新設された原子力・放射線部門の技術士制度の具体的活用の推進と、これに必要な技術士資格取得者数の確保を継続的に行うことが望まれる。」

[理由]

ご承知のように技術士は、科学技術に関する高等の専門的応用能力を有する技術者(技術士法第2条)に与えられる名称独占の国家資格であります。平成16年度、各方面の方々のご尽力により、技術士に「原子力・放射線部門」が新設され、この資格を有する技術士が21名誕生しました。今後2～3年のうちに、数百名の技術士資格取得者が生まれることが期待されています。これに伴い、平成17年6月24日、日本技術士会に原子力・放射線部会が発足しました。今後、私たちは、原子力・放射線部門技術士の設置の趣旨にしたがって、技術士法に則り、原子力・放射線分野の発展のために力を尽くす所存でございます。

昨今における原子力施設の事故や不祥事など、原子力界に対する社会的要請が多様化する中において、原子力技術の応用面に携わり、公益確保の責務を有する技術士(原子力・放射線部門)の活用は極めて有益であると考えます。技術士が活用されるようになれば、原子力・放射線関連業務に携わる技術者が技術士を目指すことになり、数万人に及ぶ原子力・放射線技術者のレベルアップと倫理意識向上の良循環が期待されます。

つきましては、原子力委員会におかれましても、(1)原子力関連の施設や機器の自主的安全審査等に対する技術士(原子力・放射線部門)の関与義務、(2)放射線防護を対象とした調査、評価への技術士(原子力・放射線部門)の関与義務、(3)各種審議会や委員会への技術士(原子力・放射線部門)の登用、(4)原子力に関連した海外技術協力への技術士(原子力・放射線部門)の積極的活用、(5)事業体等における技術士資格取得の奨励並びに技術士の積極的登用勧告、等を勘案いただきまして、技術士(原子力・放射線部門)の幅広い活用及び技術士制度の運用について特段のお力添えをお願い申し上げます。

6. 「原子力政策大綱(案)」に対する意見の対象箇所

第2章 原子力の研究、開発及び利用に関する規範的活動の強化

2-1-1(2) 安全文化の確立・定着と運手管理の継続的改善

7. 意見及び理由

[意見]

本項の最後に以下の文章を追加すべきではないか

「国は、平成16年、技術者倫理に基づき技術者一人ひとりが組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、継続的能力開発が求められる資格である技術士の国家試験に「原子力・放射線部門」を新設した。この技術士の資格を有する者を安全管理体制の強化、安全規制への活用、国民とのリスクコミュニケーションの充実等のために今後活用して行くことが期待される」

[理由]

「2-3. 人材の育成・確保」において、「原子力の研究、開発及び利用の現場には、・・・、原子力・放射線技術士等、専門的資格を備えた人材の存在が必要あるいは有用である。大学及び研究開発機関は、これらの専門的資格を有する人材が専門家として十分な能力が維持できるよう、継続的な教育訓練の機会を提供していくことが重要である」とあるが、現在の仕組みの中で、原子力・放射線分野の技術士活用の道が明確に示されていない。

「人材の養成及び確保について(論点整理)」の「2. 今後の取り組みへの基本的考え方」まのまえがきに「有為な人材確保は、社会・組織の活動の中で個々人がその動機付けを高め、自律的に向上に努め、それがまた社会・組織を活性化し、かつ個人の努力もただしく評価されるという良循環が形成されて初めて実効的なものとなるものである」とあるように、個々人が動機付けし、各界の技術者、研究者が技術士を目指すような仕組みを構築していくことが、原子力・放射線部門の技術士を原子力界の中で積極的に活用していくためには必要なことと考える。

原子力政策大綱ではまず活用の方向程度は示し、具体的な検討が今後進められることを期待する。

以上

栗原氏意見

6. 「原子力政策大綱(案)」に対する意見の対象箇所

6 ページ 7 行目「はじめに」

21 ページ 8 行目「第2章 2-1-1(1) 国・事業者等の責任」

7. 意見及び理由

意見：

1. 「はじめに」の文中、

「なお、その際、原子力関係者は、原子力施設には危険性が潜在することを片時も忘れずに、また、・・・」
を

「なお、その際、原子力関係者は、原子力施設には危険性が潜在することを片時も忘れずに、社会的責任の重大性を認識し、つねに法令順守と職業倫理を意識して行動することが必要である。また、・・・」
に修正していただきたい。

2. 上記修正を踏まえて、「第2章、2-1、2-1-1、(1)国・事業者等の責任」の文中、

「・・・これらについての説明責任を果たす観点からの情報公開を行う等の取組を強化する必要がある。」
を

「・・・これらについての説明責任を果たす観点からの情報公開を行う等の取組を強化する必要がある。また、国、事業者等は、その組織に属する研究者、技術者等が、各種法令を順守し、日本原子力学会等で定めた「倫理規定」に従って行動していることを、監査し中立的な意見を述べるものとして組織内外の技術士等を活用するなどの制度を定めることが望ましい。」
に修正していただきたい。

理由：

1. 「倫理」の用語が大綱のどこにも出現しないのは、昨今の原子力界における事故や不祥事の多発を考えれば問題である。大綱の「はじめに」で、倫理意識の重要性を述べることで、原子力委員会の姿勢を明確にする必要がある。ちなみに現長計では、「倫理」の用語が1度出現している。

2. 原子力学会で定めた「倫理規定」順守も大綱に明記すべきである。技術士は、技術部門の最難関国家資格であり、資格取得の過程で技術者倫理意識の審査に通ってきて、継続的能力開発が求められる。平成16年度、技術士の国家試験に「原子力・放射線部門」が新設され、この資格を有する技術士が誕生している（第二次試験合格者21名、第一次試験合格者472名）。今後、2～3年のうちに、数百名の技術士資格取得者が生まれることが予想されており、原子力関連の各事業体内に少なくとも数名の技術士を擁することになるので、各組織内での安全審査や倫理行動の監査を行うのに最適であると考えられる。

以上

桑江氏意見

意見1

意見：

24ページ8行目～19行目

2-1-1. 安全対策

本項の末尾に以下の文章を追加することを要望します。

「国、事業者等と国民とのリスクコミュニケーション活動において、原子力技術に関する高い専門能力と安全、倫理、社会との関わりについて高度な見識を持った原子力・放射線技術士が重要な役割を担うことにより、国、事業者等が国民に対して有する説明責任を果たすことが可能になると期待されている。」

理由：

「人材の養成及び確保について（論点整理）」にあるように、国は平成16年、技術士の国家資格に「原子力・放射線部門」を新設しましたが、今後は、この資格を有する者を専門家として原子力研究開発利用の現場でどう効果的に活用していくかが課題になっています。

そこで、「技術士試験における技術部門の見直しについて（答申）」（平成15年6月2日、科学技術・学術審議会）で述べられている、原子力・放射線技術士の原子力システムの安全確保に果たす役割を、原子力政策大綱において明示することにより、「原子力・放射線部門」新設の趣旨が広く具体的に理解され、部門新設の目的達成に寄与するものと考えます。

意見2

意見：

26ページ24行目～26行目

2-3. 人材の育成・確保

以下の文章に訂正することを要望します。

「原子力の研究、開発及び利用の現場には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者等の法定必置資格を備えた人材の存在が必要である。」

また、近年の原子力システム関連のトラブル、不祥事の発生と社会環境の変化を考え合わせた時、これまでの国や組織としての安全性等の担保にあわせて、技術者一人ひとりが組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、意識や技術を常に向上させていく仕組みが必要であり、さらに事業者と社会とのリスクコミュニケーション等社会としての受容に必要な業務を推進していくためにも、社会から信頼される個人としての技術者の存在が不可欠であるとの趣旨で設けられた原子力・放射線技術士の資格を備えた人材の存在が有用である。大学及び研究開発機関は・・・」

理由：

「人材の養成及び確保について（論点整理）」にあるように、国は平成16年、技術士の国家資格に「原子力・放射線部門」を新設しましたが、今後は、この資格を有する者を専門家として原子力研究開発利用の現場でどう効果的に活用していくかが課題になっています。

「原子力・放射線部門」技術士は従来からある法定必置資格とは明らかにその目的を異にして設置された資格です。従って、現状案のように従来からある他の法定必置資格との並列列挙の記述ではその違い、特徴が伝わらず不十分かと思えます。

そこで、「技術士試験における技術部門の見直しについて（答申）」（平成15年6月2日、科学技術・学術審議会）で述べられている、「原子力・放射線部門」技術士新設の趣旨を、原子力政策大綱において明示することにより、新設の趣旨が広く理解され、部門設置の目的達成に寄与するものと考えます。

以上

意見1

6. 「原子力政策大綱（案）」への意見の対象箇所

22ページ 第2章 2-1-1 安全対策

(2) 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善

7. 意見及び理由

【意見】

事業者・国の組織としての安全文化の確立・定着についての必要性が述べられているが、技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、技術者としての倫理に基づいた行動をとることの重要性と、そのための意識や技術を常に向上させていく仕組みについても明示すべきである。

具体的には、22ページ8行目に、下記の文章を追加していただきたい。

「また、国や事業体等で原子力に従事する技術者は、一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、技術者としての倫理に基づいた行動をとることが原子力の安全性と社会の信頼を勝ち取るために重要である。原子力システムに関する技術体系を幅広くカバーし、技術者倫理の遵守を義務付けられている原子力・放射線技術士が制度化されたが、多くの技術者がこの資格を取得することが望ましい。また、国や事業体等にあつては、プロジェクトの管理・審査や、技術的事項に関する総合的な判断にあつて、技術士資格者をその任に当て、事業体の安全管理体制強化の手段として活用していくことが期待される。」

↓

【理由】

近年の原子力システム関連のトラブル、不祥事の発生と社会環境の変化を考え合わせた時、これまでの国や組織としての安全性等の担保にあわせて、技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、意識や技術を常に向上させていく仕組みが必要であるとの結論に至り、この新たな仕組みとして、平成16年度から国家資格である技術士に「原子力・放射線部門」が設置された。

原子力・放射線部門の技術士制度設置に当たり、社会の要求に答える位置付け、原子力システムの安全性確保に果たす役割が下記のように整理され、原子力システムの安全性の向上につながることを期待されている。

(「技術士試験における技術部門の見直しについて(答申)」、平成15年6月2日、科学技術・学術審議会より引用)

ア. 原子力技術分野の技術者のレベルアップ

原子力技術分野の技術者が自己研鑽を行うに当たっての具体的目標を設定することにより、個々の技術者の総合的な能力の向上、ひいては技術者が属する事業体の技術水準の向上につながり、原子力システム全般の安全性強化を図ることが可能となる。

イ. 事業体における安全管理体制の強化

現在、技術的事項についての責任は組織としてとる体制になっているが、技術的事項に関する総合的な

判断を求められる立場にある者にあつては、原子力・放射線技術士の資格を取得することが望まれる。

また、建設コンサルタント業においては、プロジェクトの管理・審査に責任を持つ者として技術士が活用されているが、原子力・放射線技術士においても、類似の活用がなされることが期待される。

具体的な適用例としては、メーカーの作成図書の内、特に安全上重要な機能に関する設計図書・図面には、原子力・放射線技術士が署名を行うことにする、あるいは電気事業者など原子炉設置者が行う検査における検査成績書に、原子力・放射線技術士が署名を行うことにするなど、事業者の安全管理体制強化の手段として活用することも考えられる。

また、技術士が、組織内において法令上規定された所定の役割を果たすことが求められる必置資格ではなく、計画、設計等の業務を個人として責任を持って遂行する能力を有することを保証する属人的な資質の高さを表す資格であることから、事業者内において技術的事項に対する組織中立的な意見を述べる役割を果たす者、例えば技術監査役のようなものとして活用されることにより、原子力技術に携わる事業者への信頼性の向上につながることを期待される。

ウ. 原子力システムに関する安全規制への活用

検査、審査、企画立案等に携わる国等の行政機関担当者にあつては、原子力技術に関する総合的視野を踏まえた業務遂行をより一層促進するために、原子力システムに関する規制・技術体系を幅広くカバーする原子力・放射線技術士の資格を取得することが望まれる。

エ. 国民とのリスクコミュニケーションの充実

技術士第一次試験においては、信用失墜行為の禁止、公益確保等に関する技術士法上の規定を遵守する適性があるかどうかを確認されるが、原子力・放射線技術士にはこれに加えて、個々の事例に即し、安全、倫理、社会との関わりについて、技術論に立脚した明確かつ高度な見識が求められる。

科学技術の高度化・総合化に伴い、社会とのコミュニケーションが必要になっており、原子力技術においては、国民とのリスクコミュニケーションが重要な課題となっている。原子力技術に関する高い専門能力と安全、倫理、社会との関わりについての高度な見識を持った原子力・放射線技術士が、リスクコミュニケーションにおいて重要な役割を担うことにより、国民に対する説明責任を果たすことが可能となる。

「原子力政策大綱」においては、上記の基本的考え方を明記し、今後原子力・放射線部門の技術士の普及と制度の活用が図られるよう、行政・事業者・原子力関連技術者への指針と期待を示していただきたい。

+++++

意見2

6. 「原子力政策大綱（案）」への意見の対象箇所

25ページ 第2章 2-3 人材の育成・確保

7. 意見及び理由

【意見】

25ページ「2-3 人材の育成・確保」の12行目に、下記を追加いただきたい。

優れた人材の育成・確保のためには、原子力技術分野の技術者が自己研鑽を行うに当たっての具体的目標とインセンティブを設定することが重要である。このためには、原子力システムに関する技術体系を幅広くカバーし、継続的な自己研鑽と技術者倫理の遵守を義務付けられている原子力・放射線技術士の制度を活用

することが有効である。多くの技術者がこの資格を目指すよう、国や事業体等においては、人事処遇をはじめ様々な施策を講ずることが望ましい。

【理由】

優れた人材の育成・確保のためには、原子力技術分野の技術者が自己研鑽を行うに当たっての具体的な目標とインセンティブを設定することが重要である。

高い職業倫理を備え、十分な知識や経験を有し、自律して技術業務を行える水準に達した技術者の能力を認定する国家資格として技術士資格制度があり、平成16年度からは、新たに技術士として「原子力・放射線部門」が設置された。技術士には、新たな知見や技術を取り入れ、常に高い水準を維持向上させるよう継続的な自己研鑽が義務付けられており、自ら主体的に能力の向上を図っている。

国や事業体等においては、原子力に携わる技術者が能力向上を図り、技術士の資格を目指すよう人事処遇をはじめ様々な施策を講ずることにより、個々の技術者の総合的な能力の向上、ひいては技術者が属する事業体等の技術水準の向上につながり、原子力システム全般の安全性強化を図ることが可能となる。

+++++

意見3

6. 「原子力政策大綱（案）」への意見の対象箇所
28ページ 2-4-2 学習機会の整備・充実

7. 意見及び理由

【意見】

28ページ「2-4-2 学習機会の整備・充実」の9行目に、下記下線部を追加いただきたい。

さらに、国、事業者及び研究開発機関は、専門家と国民、とりわけ立地地域の住民との間の相互理解活動の担い手となる、原子力に関する知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材の育成を計画的に行うべきである。原子力・放射線技術士は、原子力技術に関する高い専門能力と安全、倫理、社会との関わりについての高度な見識を持った人材を育成・認定する資格であり、この制度の普及と活用を図っていくことが望ましい。

【理由】

平成16年度から国家資格である技術士に「原子力・放射線部門」が設置された。

原子力・放射線部門の技術士制度設置に当たり、社会の要求に答える位置付け、原子力システムの安全性確保に果す役割が下記のように整理され、原子力システムの安全性の向上につながることが期待されている。

（技術士試験における技術部門の見直しについて（答申）」、平成15年6月2日、科学技術・学術審議会より引用）

- ア. 原子力技術分野の技術者のレベルアップ（詳細は省略）
- イ. 事業体における安全管理体制の強化（詳細は省略）
- ウ. 原子力システムに関する安全規制への活用（詳細は省略）

エ. 国民とのリスクコミュニケーションの充実

技術士第一次試験においては、信用失墜行為の禁止、公益確保等に関する技術士法上の規定を遵守する適性があるかどうかを確認されるが、原子力・放射線技術士にはこれに加えて、個々の事例に即し、安全、倫理、社会との関わりについて、技術論に立脚した明確かつ高度な見識が求められる。

科学技術の高度化・総合化に伴い、社会とのコミュニケーションが必要になっており、原子力技術においては、国民とのリスクコミュニケーションが重要な課題となっている。原子力技術に関する高い専門能力と安全、倫理、社会との関わりについての高度な見識を持った原子力・放射線技術士が、リスクコミュニケーションにおいて重要な役割を担うことにより、国民に対する説明責任を果すことが可能となる。

「原子力政策大綱」においては、上記の基本的考え方を明記し、今後原子力・放射線部門の技術士の普及と制度の活用が図られるよう、行政・事業者・原子力関連技術者への指針と期待を示していただきたい。

以上

成川氏意見

6. 「原子力政策大綱（案）」に対するご意見の対象箇所

25ページ 17行目～26ページ31行目

2-3. 人材育成・確保

意見：

本項の25ページ 32行目に以下の文章を追加することを要望します。

「国、事業者等は、原子力技術に関する高い専門能力と安全、倫理、社会との関わりについて高度な見識を持った原子力・放射線技術士を、原子力の研究、開発及び利用に関する活動、並びに国民とのリスクコミュニケーション活動などの重要な役割を担わせるなど有効に活用することにより、原子力技術の向上並びに人材の育成に資すると期待される。」

理由：

第26回の論点の「人材の養成及び確保（論点整理）」にあるように、「国は平成16年、技術士の国家資格に「原子力・放射線部門」を新設し今後、この資格を有する者を専門家として原子力研究開発利用の現場でどう効果的に活用していくかが課題になっています。」と記載されているのみです。

そこで、原子力政策大綱として「技術士試験における技術部門の見直しについて（答申）」（平成15年6月2日、科学技術・学術審議会）で述べられている、原子力・放射線技術士の役割を明示することで、今後原子力・放射線部門の技術士が新設趣旨の目的達成に向かって努力する原動力となり、原子力の分野で様々な分野で寄与できるものと考えます。

現状のP26の24～26行目の記載では技術士以外は活用方法などが法律で明確にされた資格であり、原子力・放射線技術士の利用方法としては他の資格とは明確に分離して、大学院生や研究者の利用方法などと同様に詳しく記載すべきであると考えます。

【意見】

(4)人材の育成及び確保の項目に、下記を追加していただきたい。

「平成16年に新たに設けられた「原子力・放射線部門」技術士は、安全の確保、原子力と国民・地域社会との共生において重要な役割を担うものとして新設されたものであり、制度の活用と定着に向けて、産官学が連携して取り組んでいくことが必要である。」

【理由】

1)平成16年、技術士の国家試験に「原子力・放射線部門」が新設され、この資格を有する技術士が誕生している。(第二次試験合格者21名、第一次試験合格者472名)「原子力・放射線部門」技術士は、近年の原子力システム関連のトラブル、不祥事の発生と社会環境の変化を考え合わせた時、これまでの国や組織としての安全性の担保にあわせて、技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し、意識や技術を常に向上させていく仕組みが必要であるとの結論に基づき、新設されたものである。この目的は、安全の確保、原子力と国民・地域社会との共生という「3.1項 原子力活動基盤の一層の充実」に合致するもので、技術士制度は、3.1項において重要な役割を担うものである。

2) 技術士制度は、事業体における安全管理体制への活用が可能になるとともに、国等の検査担当者に求められる資格の一つとして位置付けられる、あるいは原子炉設置許可・変更申請の審査に当たって、原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書に記載される有資格者の一つとして位置付けられるなど、原子力システムに関する安全規制への具体的活用が可能となることが期待されているが、これらの活用策を産官学で連携して推進し、具体化していくことが必要である。

3)既に第二次試験に合格した21名に加え、今年度は新たに300名弱が第二次試験の受験を申し込んでおり、今後、2～3年のうちに、数百名の技術士資格取得者が生まれることが期待されている。技術士を単なる名称資格に終わらせずに、これら有資格者の活用の仕組みを作り、活用していくことが、今後の原子力の長期的な発展のためにきわめて重要であり、新長計で明確に今後の取り組みを示していただきたい。

4)本日、21名の会員（第二次試験合格者）および19名の準会員（第一次試験合格者）をもって、日本技術士会に「原子力・放射線部門」が新設され、その設立総会が行われたが、幹事一同の意見として、代表して提案するものである。

以上